

# 給水装置・排水設備について

足利市上下水道指定工事業者研修会



企業経営課  
料金・給排水担当



# 『給水装置工事申込書、設計書』

別記様式第1号(第3条関係)

受付 番号	年 月 日	給水装置工事申込書				水栓 番号	第	号
足利市長	あて	設計審査	認印	担当	リーダー	課長等	新設・増設 変更・布設替・撤去	
設置場所	町 丁目	番地	着 工 竣工				検 査	検針票 発行
工事申込者 フリガナ								
氏 名		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
住 所								
指定工事業者 及び代表者	町 丁目	番地	◎	◎	◎	◎	◎	◎
給水装置工事 主任技術者								
名 称	設 計	竣 工	名 称	設 計	竣 工	数量	金額	

破線部分について、押印が不要となります。  
 ※◎は印字されていますが、押印不要です。  
 ※押印されていても受け取れます。

ただし、次のような場合は特記事項欄に署名・捺印が必要です。

- ・利害関係人（土地所有者等）が工事申込者と異なる場合
- ・既設給水管から分岐する場合
- ・水量・水圧不足の場合 等

特記事項

例) ○町○番地の土地を工事申込者が使用することを承諾します。土地所有者 住所・署名◎

例) 既設給水管の使用を承諾します。既設給水管所有者 住所・署名◎

例) 水量・水圧不足の場合は、自己対応いたします。工事申込者◎

## 令和3年4月

- ・ 工事申込者
- ・ 指定工事事業者
- ・ 主任技術者
- ・ 土地所有者
- ・ 家屋所有者

押印不要

## ※土地所有者承諾必要 (特記事項欄に署名と押印)

- ・ 工事申込者と土地所有者  
が異なる場合





# 工事の計画・施工上の注意事項

給水装置工事設計施工指針

足利市 上下水道部

足利市ホームページ  
上下水道部のページから  
ダウンロード可能!!





# 工事の計画・施工上の注意事項

## 給水装置工事申込書 チェックリスト

## 給水装置工事主任技術者が行う 自主検査チェックリスト

給水装置工事申込書チェックリスト 【事業者用】

給水装置設置場所	足利市		
申込者		水栓番号	
工事事業者		工事区分	
主任技術者			

確認事項	確認場所	確認内容	主任技	申	備考	
			師	認		
給水装置工事申込書	水栓番号	誤りはないか			既存水栓の場合	
	工事区分	適正に記入されているか				
	設置場所	町名・番地に誤りはないか			区画整理地内は設置場所の地番	
	工事申込者	署名・押印が適正か			法人の場合は代表者の印	
		フリガナが適正か				
		住所に誤りはないか				
	利害関係人の承諾	申込者と所有者は同一か			違う場合は所有者変更を提出する	
		土地・家屋・既設給水管所有者の署名・押印があるか			複数人の場合は別紙により添付	
	公道分の所有権	工事申込者と同一か				
	指定工事事業者及び代表者	住所・名称・代表者の記入・押印があるか				
	給水装置工事主任技術者	適正に記入・押印されているか				
	コン庄、止水栓の記入	右上余白に記入されているか				
	集合住宅の部屋番号	右上余白に記入されているか			棟番号・部屋番号を記載	
	設計材料	図面と数量の整合はとれているか				
		名称・規格・数量の間違いはないか				
		既設の材料も記入されているか			“再使用”として記入	
		配水管口径・材質に間違いはないか			最新版は工務課で確認	
	現場確認	鉛管を使用していないか			使用している場合は維持管理担当へ	
		給水管取出路線名	適正に記入されているか		道路台帳で確認	
	平面図	工事現場付近見取図	主な目印が分かり易い記入であるか			三角スケールにある縮尺とする
既設管と新設管の表示が区分されているか		縮尺・方位が記入されているか				
		既設管は破線、新設管は実線				
		メーターの位置は適切か				検針・交換は可能か
		配水管の口径・材質は記入されているか				
分譲地の場合、道路の名称が記入されているか(開発・位置指定等)						道路の性質により、メーターの位置が変わる
		集合住宅・分譲地の全体図は記入されているか				
給水栓の番号とリスト番号は整合がとれているか						
		新設管の口径・材質は記入されているか				
工事申込書のコピー		添付されているか				
添付書類	掘削申請	掘削申請の書類が添付されているか			提出部数4部	
	写真	既存の復旧等の状況が分かるか			2部提出	
	市道路線図				1部提出	
排水設備工事	排水設備工事の申請はあるか				ある場合は同時申請とする	

該当する項目に✓印、該当なしは－印を記入

給水装置工事主任技術者が行う自主検査チェックリスト

給水装置設置場所	足利市		
申込者		水栓番号	
工事事業者		工事区分	
主任技術者		自主検査日	平成 年 月 日

確認事項	確認場所	確認内容	主任技	備考		
			師			
給水装置工事設計書	設計材料	延長・給水用具等は整合がとれているか				
		名称・規格・数量の間違いはないか				
	平面図	審査時の指摘事項は修正されているか				
		鉛管を使用していないか			使用している場合は維持管理担当へ	
	止水栓・メーター	縮尺・方位が記入されているか				
		止水栓・メーターの位置は申請時と変更はないか				
	現場確認	指定材料	給水栓の番号とリスト番号は整合がとれているか			
			丙止水栓の位置・機能は良いか			
		受水槽	水平に設置されているか			
			逆取付はされていないか			
その他	検針・交換に支障はないか	丙止水栓の位置・機能は良いか				
		分岐からメーターまでは市の承認品となっているか				
	水圧試験	所定の深さが確保されているか				
		メーターから下流側は性能基準適合品の使用となっているか				
残留塩素	適切な材料により接合されているか					
	吐水口と超流量との位置関係は適切か					
水質	竣工時に提出する添付書類は整っているか					
	道路掘削跡は異常がないか					
臭気・味・色・濁り	汚染・逆流対策は十分か					
	クロスコネクションがされていないか					
末端給水栓	メーターを経由しているか			集合住宅は設置位置と部屋番号		
その他	水圧試験	Mpa	分間			
	残留塩素		mg/ℓ			
	水質	臭気・味・色・濁り		末端給水栓		

該当する項目に✓印、該当なしは－印を記入

足利市ホームページ  
上下水道部のページ  
からダウンロード  
可能!!





# 工事の計画・施工上の注意事項

## 道路掘削申請について

- ① 埋設管状況の確認
  - ・ 既設埋設物がある場合、全て図面に記載する
- ② 既設埋設管や構造物との距離を記載する
  - ・ 既設埋設管とは**30cm以上**離すこと
- ③ 道路掘削時における**立会い**確認

### 埋設管状況

✓	ガス（足利ガス）
	ガス（帝石パイプライン）
	NTT
✓	東京電力
	下水道
	埋設なし





# 工事の計画・施工上の注意事項

## ① 圧力試験

- ・ 水圧**1.75Mpa**、**1**分間以上（主任技術者の責務）

## ② メータの設置位置

- ・ 官民境界線より **1** mに止水栓を設置し、止水栓から **1** m以内に  
**メーター**を設置

## ③ 舗装の仮復旧、本復旧

- ・ 加熱密粒度（粗粒度）合材を使用
- ・ 常温合材（ターミックス）は**使用不可**
- ・ 舗装厚さ**5**cm以上：最大骨材粒径**20**mm（車道、乗入れ部）
- ・ 舗装厚さ**3**cm：最大骨材粒径**13**mm（歩道）





# 工事の計画・施工上の注意事項

## 舗装復旧について

県道

工期7ヶ月 → 仮復旧後6ヶ月を目安に本復旧

市道

工期6ヶ月 → 仮復旧後4ヶ月～5ヶ月を目安に本復旧

- ▶ 舗装の本復旧後の完了の届出（写真）は、すみやかに提出してください。
- ▶ 轍がある道路の舗装の本復旧は、特に施工に注意してください。
- ▶ 仮復旧は、工事当日に行うこと。
  - ・路盤状態（砂利）での開放はしないこと







## 工事の計画・施工上の注意事項

道路管理者との  
工事に関する『事前協議』が必要

### 県道

安足土木事務所 保全第一部  
足利市伊勢町四丁目19  
0284-41-2572

### 市道

足利市役所 道路河川保全課 管理担当  
足利市本城三丁目2145  
0284-20-2262

### 国道

国土交通省 宇都宮国道事務所 小山出張所  
小山市乙女1433-2  
0285-45-9770







## 指定給水装置工事事業者の更新制度

- ▶ 指定の有効期間：無期限から5年毎の更新制
- ▶ 指定の有効期間満了：3ヶ月前



- ▶ **足利市**（給排水担当）より対象各事業者へ  
（ダイレクトメールにて通知）

**更新までの有効期間が令和4（2022）年9月29日**

**⇒ 令和4年（2022）7月1日～8月31日 更新手続き**





## 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1 (新規時と同様)
- (2) 誓約書 様式第2 (欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書 (写真)
- (4) 定款及び登記事項証明書 (法人) 又は住民票の写し (個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの  
(免状又は技術者証の写し)
- (6) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項 (記入様式)
- (7) 更新に係る事務手続き手数料 10,000円





## 更新時に確認する事項①

### 1 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

- ・水道事業者が開催する指定給水装置工事事業者を対象とした講習会の受講実績

### 2 指定給水装置工事事業者の業務内容

#### ① 営業時間等

- ・営業時間、修繕対応時間、休業日

#### ② 漏水修繕等

- ・屋内給水装置の漏水修繕、公道部の漏水修繕

#### ③ 対応工事等

- ・配水管分岐部から水道メーターまでの新設・改造工事
- ・水道メーターから屋内給水装置までの新設・改造工事





## 更新時に確認する事項②

### 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

#### 1 外部機関による研修

- ・ eラーニング研修等

#### 2 事業所内訓練等による自社内研修

- 給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容

- ① 水道法（給水装置関連）
  - ・ 給水装置工事主任技術者の職務と役割
  - ・ 給水装置の構造及び材質
- ② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ③ 給水装置の事故事例と対策技術
- ④ 給水装置の維持管理





## 更新時に確認する事項③

### 適切に作業を行うことができる技術を有する者の従事状況

#### 1 経験の有無を確認

- ・配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合
- ① 水道事業者等による試験や講習により、資格をあたえられた配管工
- ② 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

#### 2 資格を証する書類の写しを添付





# 指定給水装置工事事業の変更等の要件

足利市ホームページの上下水道部のページからダウンロード可能!!

給水装置工事事業者 申請時に必要なダウンロード書式一覧

法人							
内 容	給水装置指定申請書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	機械器具調書	指定事項変更届出書	指定業者廃・休・再届出書	指定更新時確認事項
新規指定	○	○	○	○			
指定の更新	○	○	○	○	※		○
代表者の変更		○			○		
役員の変更		○			○		
名称(本店)の変更					○		
住所(本店)の変更					○		
事業所(足利市で工事を行う支店)の名称変更					○		
事業所(足利市で工事を行う支店)の所在地変更					○		
電話番号の変更					○		
主任技術者の選任			○		○		
主任技術者の解任			○		○		
主任技術者の免状の交付番号の変更					○		
廃止・休止・再開						○	

個人							
内 容	給水装置指定申請書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	機械器具調書	指定事項変更届出書	指定業者廃・休・再届出書	指定更新時確認事項
新規指定	○	○	○	○			
指定の更新	○	○	○	○	※		○
名称の変更					○		
住所の変更					○		
電話番号の変更					○		
主任技術者の選任			○		○		
主任技術者の解任			○		○		
主任技術者の免状の交付番号の変更					○		
廃止・休止・再開						○	

※ 指定内容に変更がある場合に提出







# 指定給水装置工事事業の変更等の要件

足利市ホームページの上下水道部のページからダウンロード可能!!

## 申請時に用意する書類一覧

### 法人

内 容	現在事項全部証明書(登記簿の謄本)	定款の写し	給水装置工事主任技術者免状の写し	住宅地図	事業者証	事業所の写真	機械器具の写真
新規指定	○	○	○	○		○	○
指定の更新	○	○	○		※		○
代表者の変更	○	○			※		
役員の変更	○						
指定を受けている名称(本社/事業所)の変更	○	○			※	○	
指定を受けている住所(本社/事業所)の変更	○	○		○	※	○	
電話番号の変更							
主任技術者の選任			○				
主任技術者の解任							
主任技術者の免状の交付番号の変更			○				
廃止					○		

### 個人

内 容	住民票または外国人登録証明書の写し	給水装置工事主任技術者免状の写し	住宅地図	事業者証	事業所の写真	機械器具の写真
新規指定	○	○	○		○	○
指定の更新	○	○		※		○
指定を受けている名称の変更	○			※	○	
指定を受けている住所の変更	○		○	※	○	
電話番号の変更						
主任技術者の選任(選任・解任届と変更届提出)		○				
主任技術者の解任(選任・解任届と変更届提出)						
主任技術者の免状の交付番号の変更		○				
廃止				○		

※ 新しい事業者証の交付時に交換





# 排水設備工事の計画確認申請について

排水設備 新設 設計画確認書  
増設  
改築

**破線部分について、押印が不要となります。**

※@は印字されていますが、押印不要です。

※押印されていても受け取れます。

申請者	氏名	〒	町	丁目	番地	電話
設置場所	排水設備番号	水道通知番号				
家屋所有者承諾	住所	氏名	〒			
土地所有者承諾	住所	氏名	〒			
排水設備所有者承諾	住所	氏名	〒	水洗便器数		
施行者住所氏名	排水設備技術者			〒		
添付書類	① (電話)			②		

ただし、次のような場合は必ず事前に下水道施設課と協議してください。

- ・土地所有者等が申請者と異なる場合
- ・既設排水管に接続する場合 等

※協議の結果により、次のいずれかの対応となります

- ①土地・既設排水設備使用承諾書を提出
- ②計画確認書の土地（家屋、排水設備）所有者承諾欄に署名・押印し、排水設備工事設計書の特記事項欄に「下水道施設課協議済み」と記載

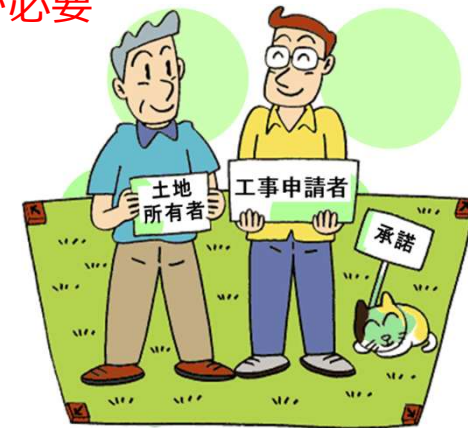
## 計画確認申請書について

令和3年4月

- ・申請者、家屋所有者
- ・土地所有者
- ・排水設備所有者
- ・施工者、責任技術者

押印不要

※申請者が設置場所の土地所有者でない場合、土地所有者からの承諾が必要



# 工事の計画・施工上の注意事項

## 工事設計書について

- ① 排水管の規定の勾配不足の場合は事前協議
  - ・ 管径100mmの場合2%
- ② 排水管の起点、屈曲点、合流点、高低差のある部分には、排水柵を設ける。
- ③ 排水管径に準じた排水柵との間隔
  - ・ 管径100mmの120倍（最大間隔：12.0m）
- ④ 排水設備（下水道）に自家水を流す場合届出
  - ・ 市水併用 10m<sup>3</sup>/月（一般住宅）
  - ・ 自家水のみ20m<sup>3</sup>/月



# 排水設備指定工事店更新について

## 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 下水道排水設備指定工事店申請書（継続）別記様式第1号
- (2) 個人の場合は、住民票記載事項証明書（原本）
- (3) 法人の場合は、登記事項証明書（原本）及び定款の写し
- (4) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 別記様式第2号
- (5) 専属責任技術者名簿（別記様式第3号）及び添付書類
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (7) 足利市下水道排水設備指定工事店規定第3条第1項第4号アからカまでのいずれかにも該当しないことを誓約する書類
- (8) 更新に係る事務手続き手数料 10,000円



# 排水設備指定工事店の変更等の要件

排水設備指定工事店 申請時に必要なダウンロード書式一覧

## 法人

内 容	指定申請書	平面図及び付近見取り図	専属責任技術者名簿（新規・解除）	機械器具調書	誓約書	異動届	辞退届
新規指定	○	○	○	○	○		
指定の更新	○	○	○	○	○		
組織の変更			○		○	○	
代表者の変更					○	○	
住所（営業所）の変更		○				○	
電話番号の変更						○	
専属責任技術者の選任・解任			○			○	
辞退							○

※その他必要な書類を添付し提出してください

## 個人

内 容	指定申請書	平面図及び付近見取り図	専属責任技術者名簿（新規・解除）	機械器具調書	誓約書	異動届	辞退届
新規指定	○	○	○	○	○		
指定の更新	○	○	○	○	○		
組織の変更			○		○	○	
代表者の変更					○	○	
住所（営業所）の変更		○				○	
電話番号の変更						○	
専属責任技術者の選任・解任			○			○	
辞退							○

※その他必要な書類を添付し提出してください

足利市ホームページの上下水道部のページからダウンロード可能!!





閲覧ありがとうございました

